

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅲ-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| 施策目標名(政策体系上の位置付け)   | 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1)<br>基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること<br>施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること  |   | 担当部局名   | 労働基準局<br>雇用環境・均等局<br>政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) | 作成責任者名                                  | 労働基準局<br>総務課長 久知良 俊二<br>監督課長 石垣 健彦<br>安全衛生部計画課長 小宅 栄作<br>安全課長 毛利 正<br>労働衛生課長 井内 努<br>化学物質対策課長 塚本 勝利<br><br>雇用環境・均等局<br>総務課長 堀井 奈津子<br>雇用機会均等課長 森實 久美子<br>有期・短時間労働課長 古館 哲生<br>在宅労働課長 吉村 紀一郎<br>政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) 中原 慎一<br><br>賃金福祉統計官 |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
|---|--|---|---|--|---|--|----------------------------------|---|--------------|---|---|--------------|------------------------|--|--------------|-------------------------|--|--------------|--|---|--|--|--|
| 施策の概要   | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを図る。<br>また、第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)に基づいて、労働災害の一層の減少を図るために、死亡災害の撲滅を目指した対策、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策等について、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携等による取組を図る。   |   |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| 施策実現のための背景・課題   | <p>1 ·労働災害は長期的には減少している。また、労働災害による死者の数は減少している(2017年:978人(前年比50人(5.4%増))ものの、いまだその水準は低いとはいえない。平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の期間(5年)ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業は全業種平均の減少率に届かず、同じく重点業種の一つであった建設業は減少率こそ全業種平均を上回ったが、依然として死亡災害全体の3分の1を占める状況にある。また、林業については、第12次労働災害防止計画では重点業種としていなかったが、同計画の計画期間における労働災害発生の傾向や強度率の高さを考慮して、第13次労働災害防止計画では、重点業種に追加された。これらの業種を中心として、死亡災害の撲滅に向けた対策が引き続き必要である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">①建設業<br/>死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">②製造業<br/>死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">③林業<br/>死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</td> </tr> </table> <p>2 ·第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、労働災害による休業4日以上の死傷者の数(2017年:120,460人(前年比2,550人(2.2%増)))はかつてのような減少は難しいものの、労働力の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。</p> <p>3 ·現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えている。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされているが、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件台で推移しており、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね200件前後(平成30年度は158件)となっている。</p> <p>·また、全労働者の約3割が職場において、仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がないと感じている。</p> <p>·そのため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止の取組みを強化することを目的として2015年に新たに創設されたストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組みや労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p> <p>4 ·産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。</p> <p>·このような状況に対し、国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方等について検討を行う必要がある。</p> <p>5 ·生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野(14分野)において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みである、改正出入国管理法に基づく新たな外国人材(特定技能外国人材)の受け入れが平成31年4月から開始された。</p> <p>·これに伴い、外国人がその有する能力を有效地に発揮できる環境の整備として、適正な労働条件と労働安全衛生の確保が必要である。</p> |   | ①建設業<br>死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。 | ②製造業<br>死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。    | ③林業<br>死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。 |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| ①建設業<br>死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。 | ②製造業<br>死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。  | ③林業<br>死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。   |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| 課題に対応した達成目標   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">達成目標/課題との対応関係</th> <th>達成目標の設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">目標1<br/>(課題1)</td><td style="width: 45%;">死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること</td><td>死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">目標2<br/>(課題2)</td><td style="width: 45%;">就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること</td><td>製造業や建設業においては死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。他方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮しても死傷者数の増加が著しい業種もある。<br/>また、死傷者数の増加幅の大きい第三次産業では、社会福祉施設等における転倒災害の増加等のように、働き盛り世代の確保が難しく、また高齢労働者の数や割合が増加していることが関連していると考えられることから、就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">目標3<br/>(課題3)</td><td style="width: 45%;">職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること</td><td>仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、職場におけるメンタルヘルス対策を進めることは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでになく強く求められているため。</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">目標4<br/>(課題4)</td><td style="width: 45%;">化学物質等による労働災害防止対策を推進すること</td><td>国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">目標5<br/>(課題5)</td><td style="width: 45%;">外国人材の受け入れ環境整備等を図るために、適正な労働条件と労働安全衛生を確保すること</td><td>外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいと言える。<br/>そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件や労働安全衛生の確保に努めていく必要があるため。</td></tr> </tbody> </table>  |   | 達成目標/課題との対応関係   |  | 達成目標の設定理由                               | 目標1<br>(課題1)   | 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること | 死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。 | 目標2<br>(課題2) | 就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること | 製造業や建設業においては死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。他方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮しても死傷者数の増加が著しい業種もある。<br>また、死傷者数の増加幅の大きい第三次産業では、社会福祉施設等における転倒災害の増加等のように、働き盛り世代の確保が難しく、また高齢労働者の数や割合が増加していることが関連していると考えられることから、就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。 | 目標3<br>(課題3) | 職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること | 仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、職場におけるメンタルヘルス対策を進めることは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでになく強く求められているため。 | 目標4<br>(課題4) | 化学物質等による労働災害防止対策を推進すること | 国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。 | 目標5<br>(課題5) | 外国人材の受け入れ環境整備等を図るために、適正な労働条件と労働安全衛生を確保すること | 外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいと言える。<br>そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件や労働安全衛生の確保に努めていく必要があるため。 |  |  |  |
| 達成目標/課題との対応関係   |  | 達成目標の設定理由   |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| 目標1<br>(課題1)  | 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること   | 死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。   |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| 目標2<br>(課題2)  | 就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること  | 製造業や建設業においては死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。他方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮しても死傷者数の増加が著しい業種もある。<br>また、死傷者数の増加幅の大きい第三次産業では、社会福祉施設等における転倒災害の増加等のように、働き盛り世代の確保が難しく、また高齢労働者の数や割合が増加していることが関連していると考えられることから、就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。 |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| 目標3<br>(課題3)  | 職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること   | 仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、職場におけるメンタルヘルス対策を進めることは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでになく強く求められているため。  |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| 目標4<br>(課題4)  | 化学物質等による労働災害防止対策を推進すること  | 国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。  |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |
| 目標5<br>(課題5)  | 外国人材の受け入れ環境整備等を図るために、適正な労働条件と労働安全衛生を確保すること   | 外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいと言える。<br>そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件や労働安全衛生の確保に努めていく必要があるため。   |   |  |   |  |                                  |   |              |   |   |              |                        |  |              |                         |  |              |  |   |  |  |  |

## 達成目標1について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標 | 基準値 | 目標値              | 年ごとの目標値          |                  |                 |                 |                 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |
|---|-----|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|---|
|   |     |                  | 年ごとの実績値          |                  |                 |                 |                 |                               |   |
|   |     |                  | 平成29年<br>(2017年) | 平成30年<br>(2018年) | 令和元年<br>(2019年) | 令和2年<br>(2020年) | 令和3年<br>(2021年) |                               |   |
| ① 労働災害による死者数<br>【アウトカム】                 | 978 | 平成29年<br>(2017年) | 831              | 令和4年<br>(2022年度) | 929人            | (948人)          | —               | —                             | — |
|   |     |                  |                  |                  | 978人            | 909人            |                 |                               |   |

## 達成目標2について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標 | 基準値     | 目標値              | 年ごとの目標値          |                  |                        |                 |                 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |
|---|---------|------------------|------------------|------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|---|
|   |         |                  | 年ごとの実績値          |                  |                        |                 |                 |                               |   |
|   |         |                  | 平成29年<br>(2017年) | 平成30年<br>(2018年) | 令和元年<br>(2019年)        | 令和2年<br>(2020年) | 令和3年<br>(2021年) |                               |   |
| ② 労働災害による死傷者数(休業4日以上)<br>【アウトカム】        | 120,460 | 平成29年<br>(2017年) | 114,437          | 令和4年<br>(2022年度) | 101,639人<br>(119,255人) | —               | —               | —                             | 労働災害による死傷者数は、依然として年間約12万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。<br>平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上の「死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 |
|   |         |                  |                  |                  | 120,460人               | 127,329人        |                 |                               | ※労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。<br>※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。  |

| 達成手段1・達成手段2 |   | 補正後予算額(執行額)        | 令和元年<br>度          | 関連する<br>指標番号       | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 |  | 令和元年行政事業レビュー事業番号 |
|-------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|--|------------------|
|             |   | 平成29年<br>度         | 平成30年<br>度         | 令和元年<br>度当初<br>予算額 |                        |  |                  |
| (1)         | 就労条件総合調査費<br>(平成12年度)                                     | 21百万円<br>(18百万円)   | 19百万円<br>(18百万円)   | 19百万円              | 1,2                    | 常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 390              |
| (2)         | 安全衛生啓発指導等経費(委託費を除く)<br>(平成24年度)                           | 127百万円<br>(109百万円) | 524百万円<br>(347百万円) | 595百万円             | 1,2                    | 産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。さらに、安全衛生に関する啓発指導を強化するため、労働基準監督署に計画届審査員を配置し、工事等の計画届審査業務の一部を担わせる。これにより、指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 403              |
| (3)         | 特別安全衛生指導等経費<br>(平成23年度)                                   | 46百万円<br>(32百万円)   | 46百万円<br>(42百万円)   | 46百万円              | 1,2                    | 石油化学工業等の技術の進歩に伴い危険性が高くなっている業種及び建設業等の災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種に対する特別安全指導の実施、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別衛生監督等を実施することで労働者の安全と健康の確保を行う。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 420              |
| (4)         | 労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費<br>(平成28年度)                          | 167百万円<br>(149百万円) | 798百万円<br>(367百万円) | 729百万円             | 1,2                    | 労働基準行政関係の電話相談業務等に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応することにより、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 446              |
| (5)         | 労働安全衛生等事務費<br>(昭和23年度)                                    | 209百万円<br>(189百万円) | 223百万円<br>(150百万円) | 223百万円             | —                      | 労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、労働者の安全及び健康の確保を図るための各種施策を実施しているところ、職員が当該業務に取り組めるように環境整備を行い、適切な労働安全衛生対策を推進する。具体的には必要な書籍等の消耗費等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入等を行う。   | 411              |
| (6)         | 機械等の災害防止対策費<br>(平成23年度)                                   | 101百万円<br>(82百万円)  | 101百万円<br>(87百万円)  | 506百万円             | 1,2                    | 危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。また、経年劣化による労働災害のリスク低減措置のため、経年劣化した生産設備に起因する労働災害等に係る実態の調査・分析及びそれに基づく労働災害防止対策を実施するとともに、AI、GPS等の技術革新により、今後導入が見込まれる自律的に作業を行う機械の安全対策の検討のための実態調査を行う。さらに、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。併せて、経過措置によって最新の構造規格への適合を猶予されている既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合するために要する費用の一部を補助する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 | 419              |
| (7)         | 第三次産業労働災害防止対策支援事業<br>(平成25年度)                             | 60百万円<br>(56百万円)   | 109百万円<br>(75百万円)  | 630百万円             | 1,2                    | 第13次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施するとともに、新たに、陸上貨物運送事業を対象として講習会を実施する。また、小売業等の第三次産業における労働災害を防止するため、経営トップ(多店舗展開企業等)を対象としたトップセミナー、事業場の安全管理を担当する安全推進者を対象とする研修の実施、安全衛生教育マニュアルの作成を行う。さらに、昨今増加している外国人労働者向けの安全衛生教育教材を作成し、多言語に翻訳する。当該事業の実施により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 431              |
| (8)         | 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進<br>(平成24年度)                       | 31百万円<br>(30百万円)   | 31百万円<br>(30百万円)   | 6百万円               | 1,2                    | 陸上貨物運送事業における労働災害等の防止のため、関係機関の連絡協議会を設置するとともに、労働災害防止のための業界団体等に対する説明会を開催する。当該事業の実施により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 423              |
| (9)         | 墜落・転落災害等防止対策推進事業<br>(平成23年度)                              | 92百万円<br>(81百万円)   | 114百万円<br>(85百万円)  | 171百万円             | 1,2                    | 建設業においては、死亡災害の約4割を占める墜落・転落灾害の防止が喫緊の課題であるため、労働安全衛生規則の改正等により足場等からの墜落防止指針を強化するなどの施策を推進することに加え、足場の組立・解体時の墜落・転落の防止効果が高い手すり先行工法等の「より安全な措置」や現場に対する指導・技術的支援、一人親方等への安全衛生教育を行うことで、死亡災害が多い足場からの墜落を防止を図る。また、林業において労働災害の多くを占めるチェーンソーを用いた伐木等作業に関し、安全対策に係る作業方法を整理したマニュアル等を作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施し、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。  | 406              |
| (10)        | 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策<br>(平成28年度) | 74百万円<br>(44百万円)   | 72百万円<br>(64百万円)   | 191百万円             | 1,2                    | 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設、インフラ整備、再開発等が集中的に行われるが、こうした建設投資の増大に対し、建設業界では作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、労働者の能力に応じた安全衛生教育教材作成、新規入職者等の経験が浅い工事従事者等への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等を行うことにより、労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。  | 443              |

|      |                                       |                    |                      |          |     |   |     |
|------|---------------------------------------|--------------------|----------------------|----------|-----|---|-----|
| (11) | 建設工事の発注・設計段階における労働災害防止対策の促進事業(平成28年度) | 63百万円<br>(31百万円)   | 30百万円<br>(23百万円)     | 0百万円     | 1,2 | 発注者から受注した工事を重層構造で請け負う建設業における労働災害を防止するためには、安全対策に必要な経費が確保され、それが元請事業者から下請事業者まで行き渡ることが重要である。本事業では、建設事業者を対象とする安全衛生経費の見積りに関する説明会の開催及び国内・海外における建設工事の安全性に配慮した建築物等の設計に係る事例等の調査を実施する。本事業の成果と今後の関連施策の推進により、適切な安全経費の確保等が促進され、建設工事における必要な安全対策が確実に実施されることにつながるため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 444 |
| (12) | チェーンソー取扱作業指導員設置等経費(平成元年度)             | 6百万円<br>(6百万円)     | 6百万円<br>(5百万円)       | 6百万円     | 1,2 | 林業における振動障害防止対策の充実を図るため、必要であると考えられる都道府県労働局に、チェーンソー取扱作業指導員を配置する。指導員が、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用い、チェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。これらにより、振動障害の予防対策に資するため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 418 |
| (13) | 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業(平成23年度補正)  | 268百万円<br>(227百万円) | 207百万円<br>(193百万円)   | 189百万円   | 1,2 | 東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事においては、多数の中小事業者が参入するとともに、建設需要の急増していることも相まって、作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、被災地域に安全衛生に関する拠点を設置し、工事現場へ専門家による巡回指導を実施することにより当該現場の統括安全衛生管理体制を確保するとともに、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援を実施することで、被災地域における労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。  | 407 |
| (14) | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費(平成23年度)          | 210百万円<br>(198百万円) | 227百万円<br>(204百万円)   | 466百万円   | 1,2 | 管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、6ヵ国語による外国人労働者向け相談ダイヤルを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。さらに、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。<br>本事業は、外国人労働者、派遣労働者、介護労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 | 421 |
| (15) | 化学物質管理の支援体制の整備(平成12年度)                | 185百万円<br>(155百万円) | 183百万円<br>(161百万円)   | 172百万    | 1,2 | 1)化学物質による労働災害防止のために、(1)化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、(2)SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート( SDS )の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。<br>他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 397 |
| (16) | 安全衛生施設整備等経費(昭和23年度)                   | 569百万円<br>(448百万円) | 627百万円<br>(497百万円)   | 1,049百万円 | 1,2 | 安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。<br>施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標1及び2の改善に必要であると見込んでいる。  | 400 |
| (17) | 新規化学物質の有害性調査試験(昭和54年度)                | 75百万円<br>(68百万円)   | 76百万円<br>(69百万円)     | 76百万円    | 1,2 | 新規化学物質の審査と製造事業者への指導及び有害性調査機関の査察等を実施することで新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることができることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 414 |
| (18) | 職場における化学物質管理に関する総合対策(平成25年度)          | 322百万円<br>(210百万円) | 326百万円<br>(233百万円)   | 326百万円   | 1,2 | 未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 432 |
| (19) | 粉じん障害防止総合対策費(昭和49年度)                  | 8百万円<br>(8百万円)     | 8百万円<br>(7百万円)       | 16百万円    | 1,2 | 第9次粉じん障害防止総合対策の普及啓発のため、保護具アドバイザーによる事業場に対する呼吸用保護具の適正な使用についての集団指導など技術的事項の効果的な周知啓発や、労働衛生管理上問題が認められる事業場が多い関係業界団体との連絡会議等を実施する。<br>これらにより、事業場における衛生水準を向上させることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 413 |
| (20) | 石綿障害防止総合相談員等設置経費(平成21年度)              | 298百万円<br>(276百万円) | 327百万円<br>(295百万円)   | 618百万円   | 1,2 | 都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 415 |
| (21) | 石綿による健康障害防止対策の推進(平成25年度)              | 137百万円<br>(138百万円) | 165百万円<br>(59百万円)    | 167百万円   | 1,2 | 建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康障害を予防するため、平成26年3月に改正した石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づき、適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。具体的には、石綿分析のマニュアルの改訂、制度改正に対応した講習会を実施する。<br>また、建築物の解体等の現場などの石綿気中濃度測定を実施し、専門家による石綿ばく露防止対策の検証を行うこと等により、石綿ばく露防止対策の一層の推進を図る。さらに、都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等を実施する。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。                    | 433 |
| (22) | 作業環境管理等対策事業(平成26年度)                   | 13百万円<br>(14百万円)   | 46百万円<br>(44百万円)     | 56百万円    | 1,2 | 労働安全衛生法第65条に基づく作業環境測定に個人サンプラーによる測定を導入するため、平成30年度行政検討会の報告書において先行導入すべきとされた作業について、個人サンプラーを用いた測定を行う者の養成、測定法の検討等の基盤整備を推進する。また、作業環境測定基準に関し、技術の進展に伴う新たな測定方法に係る科学的知見を収集、整理し、より実情に即した効率的で制度の高い測定手法をとりまとめる。さらに、型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行う。以上により、適切な作業環境管理等が可能となることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 439 |
| (23) | 職場における受動喫煙対策事業(平成23年度)                | 54百万円<br>(47百万円)   | 120百万円<br>(103百万円)   | 101百万円   | 1,2 | 職場での受動喫煙対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話対応又は実地指導等を行う。また、経営者・安全衛生担当者を対象とした受動喫煙対策に係る説明会を開催する。これらにより、労働者の健康の保持増進の観点から適切な受動喫煙対策が講じられるよう支援を行い、事業場における適切な受動喫煙対策の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 404 |
| (24) | 受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務(平成23年度)            | 30百万円<br>(13百万円)   | 42百万円<br>(28百万円)     | 42百万円    | 1,2 | 職場での受動喫煙対策に関する技術的支援の一環として、事業場に対してデジタル粉じん計、風速計の貸出し等、職場での効果的な受動喫煙対策を実施するための支援を行う。これらにより、事業者がたばこ煙の濃度と喫煙室の換気の状態を確認することで、事業場での受動喫煙に関する現状把握や、測定結果を受けた効果的な受動喫煙対策の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 408 |
| (25) | 受動喫煙防止対策助成金等(平成23年度)                  | 945百万円<br>(498百万円) | 2,915百万円<br>(508百万円) | 2,974百万円 | 1,2 | 中小企業を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙対策の一層の促進を図ることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 409 |

|      |  |                        |                        |          |     |  |     |
|------|--|------------------------|------------------------|----------|-----|--|-----|
| (26) | 治療と職業生活の両立等の支援対策事業<br>(平成25年度)             | 65百万円<br>(47百万円)       | 95百万円<br>(94百万円)       | 129百万円   | 1,2 | 労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。<br>職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、疾患有つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制が課題となっており、これらの対策を推進することにより、疾病的増悪防止等につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 434 |
| (27) | 日中安全衛生プラットフォーム事業<br>(平成24年度)               | 8百万円<br>(8百万円)         | 8百万円<br>(2百万円)         | 8百万円     | 1,2 | 中国は、日本最大の貿易相手国であり、進出企業数も世界第1位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分なため、日本では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるというような事案が発生し、日本の安全衛生にも影響を及ぼしている。このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行うことで、輸入品等に係る国内の労働災害、職業性疾病の予防を図り、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 422 |
| (28) | 技能講習修了者のデータ一元管理<br>(平成23年度)                | 120百万円<br>(107百万円)     | 120百万円<br>(103百万円)     | 122百万円   | 1,2 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録省令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条、第25条及び登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力、管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教習機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながり、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 402 |
| (29) | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進<br>(平成26年度)      | 42百万円<br>(32百万円)       | 42百万円<br>(28百万円)       | 37百万円    | 1,2 | 安心して就職し、働く労働環境の確保と、その情報の共有のため、企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働く良好な労働環境が確保されている企業等の情報の共有ができるところから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 436 |
| (30) | 職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業<br>(平成27年度)            | 53百万円<br>(52百万円)       | 53百万円<br>(52百万円)       | 54百万円    | 1,2 | 職場の危険性や有害性を認識する上で有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供する。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 441 |
| (31) | 新規起業事業場対策<br>(平成19年度)                      | 114百万円<br>(99百万円)      | 112百万円<br>(133百万円)     | 132百万円   | 1,2 | 新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。<br><br>事業① 新規起業事業場就業環境整備事業<br>新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行う。<br>事業② 労働基準関係法令に関するWEB診断事業<br>新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを設置・運営し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続の解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービスを実施する。<br><br>本事業は、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多い新規起業事業場に対し、労働時間管理や安全衛生体制等の確立について支援を行うものであり、労働災害の発生防止につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 | 398 |
| (32) | 家内労働安全衛生確保事業<br>(平成25年度)                   | 16百万円<br>(16百万円)       | 16百万円<br>(16百万円)       | 17百万円    | 1,2 | 危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病的予防のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例をヒアリング調査するとともに、家内労働の安全衛生確保等に関するセミナー等の実施や総合的な情報提供を行うサイトの運営を行う。<br>本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 435 |
| (33) | 家内労働安全衛生管理費<br>(昭和49年度)                    | 14百万円<br>(8百万円)        | 14百万円<br>(8百万円)        | 13百万円    | 1,2 | 家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。<br>家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 391 |
| (34) | 労働災害防止対策費補助金<br>(昭和39年度)                   | 1,455百万円<br>(1,455百万円) | 1,748百万円<br>(1,748百万円) | 1,927百万円 | 1,2 | 労働環境の急激な変化によって、多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取組の支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 394 |
| (35) | 職業病予防対策の推進<br>(不明)                         | 14百万円<br>(10百万円)       | 14百万円<br>(21百万円)       | 35百万円    | 1,2 | 技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図ることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 412 |
| (36) | 特定有害業務従事者の離職者特殊健診診断実施事業<br>(昭和47年度)        | 1,411百万円<br>(1,293百万円) | 1,378百万円<br>(1,275百万円) | 1,422百万円 | 1,2 | 労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断を実施する。<br>これにより、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 395 |
| (37) | 東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策<br>(平成23年度)     | 354百万円<br>(220百万円)     | 357百万円<br>(309百万円)     | 485百万円   | 1,2 | 東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。<br>これらにより、緊急作業従事者等の健康状態の長期的管理を促進されることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。  | 410 |
| (38) | 東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化<br>(平成28年度)    | 41百万円<br>(32百万円)       | 41百万円<br>(32百万円)       | 41百万円    | 1,2 | 東電福島第一原発の廃炉作業に関する施工計画作成者、作業指揮者等に対して必要な教育を実施するとともに、被ばく低減に係る専門家チームを組織し、提出のあった施工計画に対して、更なる被ばく低減対策の検討、助言を行い、効果的な被ばく低減対策に係る好事例収集、周知を行う。<br>これらにより、施工計画作成者等の被ばく低減対策に係る能力が向上し、労働者の放射線障害防止に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 445 |
| (39) | 東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化<br>(平成26年度) | 17百万円<br>(12百万円)       | 17百万円<br>(13百万円)       | 17百万円    | 1,2 | 作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、英文冊子にまとめる。さらに、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)等の国際機関や専門家に、ホームページの掲載事項の案内や冊子を配布する等積極的な情報提供を実施する。当該情報発信を行うことにより、我が国の施策等について国際機関、日本国内における外資系企業等での正しい認識の習得に資することで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 437 |

|      |  |                        |                        |          |     |   |     |
|------|--|------------------------|------------------------|----------|-----|---|-----|
| (40) | 長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費<br>(平成23年度)                          | 911百万円<br>(810百万円)     | 2,098百万円<br>(1,455百万円) | 2,575百万円 | 1,2 | 時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施すること、また、過重労働の解消のためのセミナーを実施することより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。さらに、インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集している。<br>本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 417 |
| (41) | 過労死等防止対策推進経費<br>(平成27年度)                                 | 319百万円<br>(206百万円)     | 287百万円<br>(241百万円)     | 264百万円   | 1,2 | 「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等の実態を明らかにするための調査研究等、②国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 442 |
| (42) | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等<br>(平成20年度)                     | 56百万円<br>(48百万円)       | 97百万円<br>(99百万円)       | 71百万円    | 1,2 | 発着荷主及び貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。<br>本事業は、事業主自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進するものであり、過重労働による健康障害の防止につながるものであることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。   | 399 |
| (43) | 女性労働者健康管理等対策費<br>(昭和48年度)                                | 10百万円<br>(4百万円)        | 10百万円<br>(4百万円)        | 9百万円     | 1,2 | 男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようになるため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。<br>女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することで労働災害の防止等を図り、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 392 |
| (44) | 職域対象のメンタルヘルス対策事業<br>(平成21年度)                             | 102百万円<br>(89百万円)      | 134百万円<br>(74百万円)      | 145百万円   | 1,2 | 職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール及び電話相談等を実施する。<br>精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 396 |
| (45) | 産業保健活動総合支援事業<br>(平成26年度)                                 | 3,628百万円<br>(3,625百万円) | 4,484百万円<br>(4,486百万円) | 4,869百万円 | 1,2 | 脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 438 |
| (46) | 産業医学助成費補助金<br>(昭和53年度)                                   | 5,587百万円<br>(5,587百万円) | 5,599百万円<br>(5,525百万円) | 5,674百万円 | 1,2 | 産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 393 |
| (47) | 労働衛生指導医設置経費<br>(昭和49年度)                                  | 3百万円<br>(2百万円)         | 3百万円<br>(2百万円)         | 3百万円     | 1,2 | 労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせて事業場の衛生管理を徹底させ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 416 |
| (48) | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化<br>(平成26年度)                    | 385百万円<br>(273百万円)     | 410百万円<br>(349百万円)     | 660百万円   | 1,2 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題がしばしば見られると言われており、本事業では以下の取組により、相談体制、労使に対する情報発信の強化を行なっている。<br>本事業は、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。<br>(1)「労働条件相談ほっとライン」の設置<br>平日夜間・土日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ほっとライン」を設置する。<br>(2)労働条件相談ポータルサイトの運営<br>労働基準関係法令の紹介や事案に応じた相談先の紹介をする等、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを引き続き運営し、労働者に対する情報発信を行う。<br>(3)大学・高校等での法令等の周知啓発<br>大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の周知を行う。<br>(4)労働法教育に関する支援対策事業<br>高校や大学等の教職員、自治体の担当者等に対し、これまでに作成した指導者用資料の活用に向けたセミナーを開催することにより、若者に対する労働法教育の支援を行う。 | 440 |
| (49) | 母性健康管理推進支援事業<br>(平成24年度)                                 | 34百万円<br>(32百万円)       | 34百万円<br>(30百万円)       | 35百万円    | 1,2 | 母性健康管理サイトを運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、周知・啓発のための資料の作成・配布を行うとともに、産業保健スタッフ等に対し母性健康管理に関する研修を行う。<br>女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 424 |
| (50) | ポジティブ・アクション周知啓発事業<br>(平成19年度)                            | 395百万円<br>(386百万円)     | 417百万円<br>(350百万円)     | 1,040百万円 | 1,2 | 女性労働者がその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため、ポジティブ・アクションを推進する。また、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の健康の確保を図るために、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策を推進する。<br>セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策に取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、職場環境の改善が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 425 |
| (51) | 雇用均等行政に必要な経費<br>(平成12年度)                                 | 1百万円<br>(0百万円)         | 1百万<br>(0百万円)          | 0百万円     | 1,2 | 男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するための業務に使用する経費であることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 426 |
| (52) | パートタイム・有期雇用労働者均衡待遇推進事業<br>(旧:短時間労働者均衡待遇啓発事業)<br>(平成19年度) | 315百万円<br>(291百万円)     | 524百万円<br>(489百万円)     | 619百万円   | 1,2 | 事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善にあたり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。併せて、有期雇用労働者の雇用管理の改善についても取組が必要である旨、周知を行う。<br>パートタイム労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理状況を聴取して、パートタイム労働者に対しても、健康診断の実施等、労働安全衛生法等に基づく措置を講ずる必要があることについて説明し、理解を求めることが効果的である。雇用均等指導員はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 427 |

|      |                                   |                    |                    |        |     |  |     |
|------|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--------|-----|--|-----|
| (53) | 雇用均等行政情報化推進経費<br>(平成11年度)         | 233百万円<br>(157百万円) | 207百万円<br>(140百万円) | 311百万円 | 1,2 | 雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に重大な影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、妊娠・出産に関するハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っている。これらの行政指導等の記録を適正にデータベース管理し、情報の一元管理及び職員間の情報共有による迅速かつ正確な事務処理が行われることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 428 |
| (54) | 女性就業支援全国展開事業<br>(平成23年度)          | 80百万円<br>(77百万円)   | 79百万円<br>(77百万円)   | 81百万円  | 1,2 | 全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。<br>働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。   | 429 |
| (55) | 女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等)<br>(平成23年度) | 76百万円<br>(51百万円)   | 77百万円<br>(50百万円)   | 81百万円  | 1,2 | 「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。<br>働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。  | 430 |
| (56) | 労働安全衛生融資金利子補給金<br>(昭和47年度)        | 99百万円<br>(87百万円)   | 77百万円<br>(77百万円)   | 24百万円  | —   | 独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っている。その利息補助と貸倒償却の補填を行う。<br>(資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、当該融資制度を廃止している。現在は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。) | 401 |

#### 達成目標3について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標                    | 基準値                | 目標値                  | 年ごとの目標値    |                  |   |         |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |                  |     |  |
|--|--------------------|----------------------|------------|------------------|---|---------|---|-------------------------------|---|------------------|-----|--|
|  |                    |                      | 年ごとの実績値    |                  |   |         |   |                               |   |                  |     |  |
|  |                    |                      | 基準年        | 目標年              |   |         |   |                               |   |                  |     |  |
| 3 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合<br>【アウトカム】                       | 58.4%              | 平成29年<br>(2017年)     | 80%        | 令和4年<br>(2022年度) | 80%   | (62.8%) | — | —                             | 現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超える。過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。<br><br>※メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。<br>※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。                       |                  |     |  |
|  |                    |                      |            |                  | 58.4%   | 59.2%   | — | —                             |   |                  |     |  |
| 4 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合<br>【アウトカム】 | 72.5%              | 平成29年<br>(2017年)     | 90%        | 令和4年<br>(2022年度) | —   | (76.0%) | — | —                             | 現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超える。過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。<br><br>※仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。<br>※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。 |                  |     |  |
|  |                    |                      |            |                  | 72.5%   | 73.3%   | — | —                             |   |                  |     |  |
| 達成手段3  |                    | 補正後予算額(執行額)          | 令和元年度当初予算額 | 関連する指標番号         | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等  |         |   |                               |   | 令和元年行政事業レビュー事業番号 |     |  |
| 平成29年度   | 平成30年度             |                      |            |                  |   |         |   |                               |   |                  |     |  |
| (1) 就労条件総合調査費(再掲)<br>(平成12年度)                              | 21百万円<br>(18百万円)   | 19百万円<br>(18百万円)     | 19百万円      | 3,4              | 常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。<br>当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。  |         |   |                               |   |                  | 390 |  |
| (4) 労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費(再掲)<br>(平成28年度)                   | 167百万円<br>(149百万円) | 798百万円<br>(367百万円)   | 729百万円     | 3,4              | 労働基準行政関係の電話相談業務等に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応することにより、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。   |         |   |                               |   | 446              |     |  |
| (14) 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費(再掲)<br>(平成23年度)                  | 210百万円<br>(198百万円) | 227百万円<br>(203.5百万円) | 466百万円     | 3                | 管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、6ヵ国語による外国人労働者向け相談ダイヤルを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。さらに、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行なう「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。<br>本事業は、外国人労働者、派遣労働者、介護労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標3の改善に寄与すると見込んでいる。 |         |   |                               |   | 421              |     |  |
| (16) 安全衛生施設整備等経費(再掲)<br>(昭和23年度)                           | 569百万円<br>(448百万円) | 627百万円<br>(197百万円)   | 1,049百万円   | 3,4              | 安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。<br>施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標3及び4の改善に必要であると見込んでいる。  |         |   |                               |   | 400              |     |  |
| (29) 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進(再掲)<br>(平成26年度)             | 42百万円<br>(32百万円)   | 42百万円<br>(28百万円)     | 37百万円      | 3,4              | 安心して就職し、働ける労働環境の確保と、その情報の共有のため、企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報の共有ができるところから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。  |         |   |                               |   | 436              |     |  |

|      |   |                        |                        |          |     |   |     |
|------|---|------------------------|------------------------|----------|-----|---|-----|
| (31) | 新規起業事業場対策(再掲)<br>(平成19年度)                 | 114百万円<br>(99百万円)      | 112百万円<br>(133百万円)     | 132百万円   | 3,4 | <p>新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。</p> <p>事業① 新規起業事業場就業環境整備事業<br/>新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行う。</p> <p>事業② 労働基準関係法令に関するWEB診断事業<br/>新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを設置・運営し、新規起業事業場に対して労働基準関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続の解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービスを実施する。</p> <p>本事業は、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足しているが多い新規起業事業場に対し、労働時間管理や安全衛生体制等の確立について支援を行うものであり、労働災害の発生防止につながることから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。</p> | 398 |
| (34) | 労働災害防止対策費補助金(再掲)<br>(昭和39年度)              | 1,455百万円<br>(1,455百万円) | 1,748百万円<br>(1,748百万円) | 1,927百万円 | 3,4 | 労働環境の急激な変化によって、多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取組の支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることで、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。   | 394 |
| (41) | 過労死等防止対策推進経費(再掲)<br>(平成27年度)              | 319百万円<br>(206百万円)     | 287百万円<br>(241百万円)     | 264百万円   | 3,4 | 「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等の実態を明らかにするための調査研究等、②国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。   | 442 |
| (43) | 女性労働者健康管理等対策費(再掲)<br>(昭和48年度)             | 10百万円<br>(4百万円)        | 10百万円<br>(4百万円)        | 9百万円     | 3,4 | 男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようになるため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。<br>女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することで労働災害の防止等を図り、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。   | 392 |
| (44) | 職域対象のメンタルヘルス対策事業<br>(再掲)<br>(平成21年度)      | 102百万円<br>(89百万円)      | 134百万円<br>(74百万円)      | 145百万円   | 3,4 | 職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール及び電話相談等を実施する。<br>精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。  | 396 |
| (45) | 産業保健活動総合支援事業(再掲)<br>(平成26年度)              | 3,628百万円<br>(3,625百万円) | 4,484百万円<br>(4,486百万円) | 4,869百万円 | 3,4 | 脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。  | 438 |
| (48) | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化(再掲)<br>(平成26年度) | 385百万円<br>(273百万円)     | 410百万円<br>(349百万円)     | 660百万円   | 4   | <p>若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題がしばしば見られると言われており、本事業では以下の取組により、相談体制、労使に対する情報発信の強化を行うこととしている。</p> <p>本事業は、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止が図られるものであることから、測定指標4の改善に寄与すると見込んでいる。</p> <p>(1)「労働条件相談ほっとライン」の設置<br/>平日夜間・土日に労働基準法などに関する電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p>(2)労働条件相談ポータルサイトの運営<br/>労働基準関係法令の紹介や事案に応じた相談先の紹介をする等、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを引き続き運営し、労働者に対する情報発信を行う。</p> <p>(3)大学・高校等での法令等の周知啓発<br/>大学・高校等でのセミナーを開催することにより、法令等の周知を行う。</p> <p>(4)労働法教育に関する支援対策事業<br/>高校や大学等の教職員、自治体の担当者等に対し、これまでに作成した指導者用資料の活用に向けたセミナーを開催することにより、若者に対する労働法教育の支援を行う。</p>   | 392 |
| (49) | 母性健康管理推進支援事業(再掲)<br>(平成24年度)              | 34百万円<br>(32百万円)       | 34百万円<br>(30百万円)       | 35百万円    | 3,4 | 母性健康管理サイトを運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、周知・啓発のための資料の作成・配布を行うとともに、産業保健スタッフ等に対し母性健康管理に関する研修を行う。<br>女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。   | 424 |
| (50) | ポジティブ・アクション周知啓発事業(再掲)<br>(平成19年度)         | 395百万円<br>(386百万円)     | 417百万円<br>(350百万円)     | 1,040百万円 | 3,4 | 女性労働者がその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の健康の確保を図るために、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策を推進する。<br>セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策に取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、職場環境の改善が図られ、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。   | 425 |
| (51) | 雇用均等行政に必要な経費(再掲)<br>(平成12年度)              | 1百万円<br>(0百万円)         | 1百万円<br>(0百万円)         | 0百万円     | 3,4 | 男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するための業務に使用する経費であることから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。  | 426 |
| (53) | 雇用均等行政情報化推進経費(再掲)<br>(平成11年度)             | 233百万円<br>(157百万円)     | 207百万円<br>(140万円)      | 311百万円   | 3,4 | 雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に重大な影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、妊娠・出産に関するハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っている。これらの行政指導等の記録を適正にデータベース管理し、情報の一元管理及び職員間の情報共有による迅速かつ正確な事務処理が行われることにより、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。   | 428 |
| (54) | 女性就業支援全国展開事業(再掲)<br>(平成23年度)              | 80百万円<br>(77百万円)       | 79百万円<br>(77百万円)       | 81百万円    | 3,4 | 全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。<br>働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。  | 429 |

|           |  |                                |                    |              |  |  |     |                  |
|-----------|--|--------------------------------|--------------------|--------------|--|--|-----|------------------|
| (55)      | 女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等)(再掲)<br>(平成23年度)  | 76百万円<br>(51百万円)               | 77百万円<br>(50百万円)   | 81百万円        | 3,4  | 「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。<br>働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。  | 430 |                  |
| 達成目標4について |  |                                |                    |              |  |  |     |                  |
|           | 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標  | 基準値                            | 目標値                | 目標年          | 年ごとの目標値<br>年ごとの実績値                                   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |     |                  |
| 5         | 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合【アウトカム】 | ラベル表示68.6%<br>SDS交付62.6%       | 平成29年<br>(2017年)   | 80 %以上       | ラベル表示80%<br>SDS交付80%<br><br>ラベル表示68.6%<br>SDS交付62.6% | 産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生関係法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、労働災害防止対策の基本となる危険性や有害性等の情報さえ待たずに職場で取り扱っている状況にある。事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、事業者が自主的な化学物質管理を行うには、取り扱っている化学物質の危険有害性等の情報を確実に入手することが必要である。また、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ、本施策の目標とした。なお、本測定指標は労働安全衛生調査、労働環境調査の統計調査結果を活用しており、定期的な測定指標ではない。   |     |                  |
| 達成手段4     |  | 補正後予算額(執行額)<br>平成29年<br>平成30年度 | 令和元年<br>度当初<br>予算額 | 関連する<br>指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等                               |  |     | 令和元年行政事業レビュー事業番号 |
| (15)      | 化学物質管理の支援体制の整備(再掲)<br>(平成12年度)   | 185百万円<br>(155百万円)             | 183百万円<br>(161百万円) | 172百万        | 5  | 化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報をまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標5の改善に寄与すると見込んでいる。             | 397 |                  |
| (16)      | 安全衛生施設整備等経費(再掲)<br>(昭和23年度)  | 569百万円<br>(448百万円)             | 627百万円<br>(197百万円) | 1,049百万<br>円 | 5  | 安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターなど大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。<br>施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標5の改善に必要であると見込んでいる。   | 400 |                  |
| (17)      | 新規化学物質の有害性調査試験(再掲)<br>(昭和54年度)   | 75百万円<br>(68百万円)               | 76百万円<br>(69百万円)   | 76百万         | 5  | 新規化学物質の審査と製造事業者への指導及び有害性調査機関の査察等を実施することで新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることができることから、測定指標5の改善に寄与すると見込んでいる。  | 414 |                  |
| (18)      | 職場における化学物質管理に関する総合対策(再掲)<br>(平成25年度)   | 322百万円<br>(210百万円)             | 326百万円<br>(233百万円) | 326百万        | 5  | 未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。これにより、測定指標5の改善に寄与すると見込んでいる。  | 432 |                  |
| 達成目標5について |  |                                |                    |              |  |  |     |                  |
|           | 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標  | 基準値                            | 目標値                | 目標年          | 年ごとの目標値<br>年ごとの実績値                                   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |     |                  |
| 6         | 外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数【アウトプット】   | -                              | -                  | -            | 平成29年度<br>-<br>-<br>140<br>-                         | 本年4月から開始された「特定技能」による外国人材の受け入れに対応するため、14分野について10言語で視聴覚教材を作成するものであるから、作成する安全衛生教材の数として $14 \times 10 = 140$ 件を目標値としている。<br>なお、本件施策に対応する事業は、令和元年度の新規事業であり、ホームページ等による周知・広報は令和2年3月末以降に実施することとなるため、適切なアウトカム指標を設けることは困難である。  |     |                  |
| (参考)指標    |  |                                |                    |              | 平成29年度<br>平成30年度<br>令和元年度<br>令和2年度<br>令和3年度          | 外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数の実績を記載したもの。   |     |                  |
| 7         | 外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数【アウトカム】   | 3,484                          | 3,727              |              |  |  |     |                  |
| 達成手段5     |  | 補正後予算額(執行額)<br>平成29年<br>平成30年度 | 令和元年<br>度当初<br>予算額 | 関連する<br>指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等                               |  |     | 令和元年行政事業レビュー事業番号 |
| (7)       | 第三次産業労働災害防止対策支援事業(再掲)<br>(平成25年度)  | 60百万円<br>(56百万円)               | 109百万円<br>(75百万円)  | 630百万円       | 6  | 第13次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施するとともに、新たに、陸上貨物運送事業を対象として講習会を実施する。また、小売業等の第三次産業における労働災害を防止するため、経営トップ(多店舗展開企業等)を対象としたトップセミナー、事業場の安全管理を担当する安全推進者を対象とする研修の実施、安全衛生教育マニュアルの作成を行う。さらに、昨今増加している外国人労働者向けの安全衛生教育教材を作成し、多言語に翻訳する。当該事業の実施により、測定指標6の改善に寄与すると見込んでいる。   | 431 |                  |
| (14)      | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費(再掲)<br>(平成23年度)   | 210百万円<br>(198百万円)             | 227百万円<br>(204百万円) | 466百万円       | 6  | 管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、6カ国語による外国人労働者向け相談ダイヤルを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。さらに、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行なう「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。<br>本事業は、外国人労働者、派遣労働者、介護労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標6の改善に寄与すると見込んでいる。 | 421 |                  |

| 施策の予算額・執行額                        | 区分                                    | 平成30年度      | 令和元年度      | 令和2年度要求額  | 政策評価実施予定期(評価予定表) | 令和元年度 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|------------|---|------------------|-------|
|                                   | 予算の状況<br>(千円)                         | 当初予算(a)     | 25,605,660 | 29,921,230  | 31,039,425       |       |
|                                   |                                       | 補正予算(b)     | 0          | 0   |                  |       |
|                                   |                                       | 繰越し等(c)     | -310,282   | 369,728   |                  |       |
|                                   |                                       | 合計(d=a+b+c) | 25,295,378 | 30,290,958  | 31,039,425       |       |
|                                   |                                       | 執行額(千円、e)   | 20,615,784 |   |                  |       |
|                                   |                                       | 執行率(%、e/d)  | 81.5%      |   |                  |       |
| 関連税制                              |                                       |             |            | —   |                  |       |
| 施策に関する内閣の重要施策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称                            |             | 年月日        | 関係部分(概要・記載箇所)   |                  |       |
|                                   | 第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説 |             | 平成31年3月8日  | 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。 |                  |       |